

10

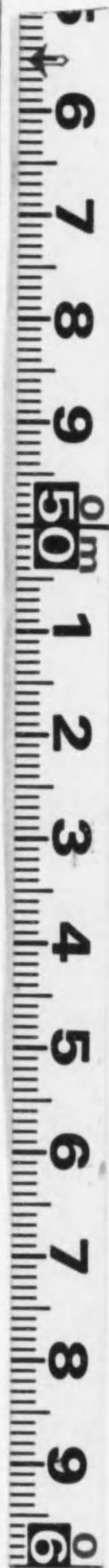
# 製鐵合同問題

特 244

952

資料第一輯

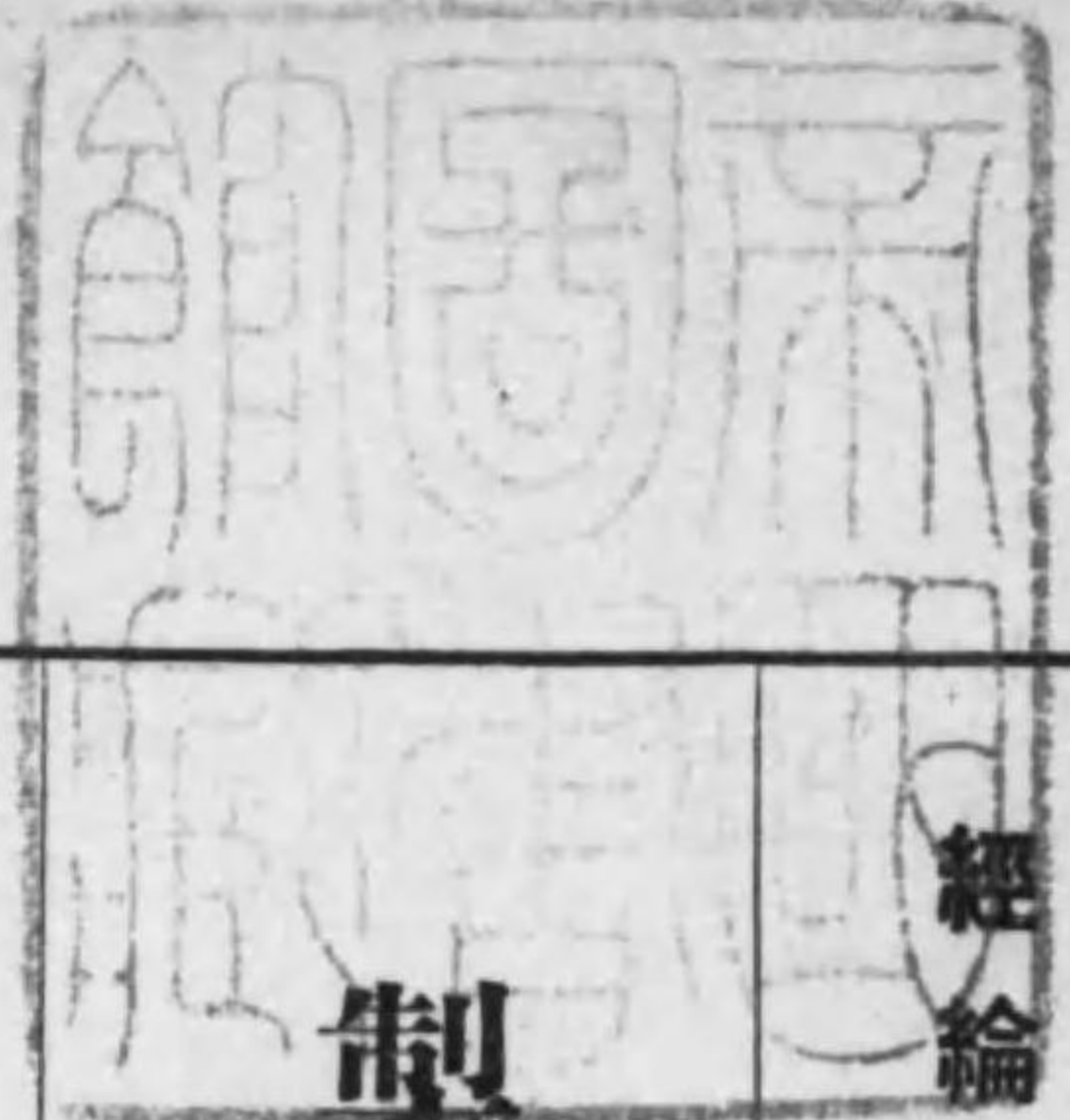
經綸會出版部



# 始



井244  
952



經綸會調查部編纂

製鐵合同問題

經綸會出版部



## はしがき

本書は公正なる立場から製鐵合同問題の全貌を明らかにするための資料的冊子として編んだものである。

従つて紙數の許す範圍に於て、問題の骨子を知るに必要な限りの資料は殆んど集録し、且つ解説に努めたつもりである。

問題の是否、直曲は吾人の關する所にあらず、これは讀者諸賢の領域に屬することである。

合同成立までには如何なる過程を辿るか、特に各社の評價如何、合同會社の使命は如何にして果し得るか、ほんの端緒的な見透しの前提的資料として、本書が諸賢に役立つならば、本所の深く喜びとする所である。

目次

一、序	論	一
二、法律案の上程から今日までの推移		六
A、第六十四議會に法律案上程さる		六
B、合同を繞る各社の動向		一一
C、評價設立兩委員會創設さる		一五
三、各社評價額の數字的研究		一九
A、第六十四議會に於ける評價基準		一九
B、評價原案の基準變更		二四
C、實績を基準とする各社の資産状態		二八
D、新案と舊案との比較要點		三三
E、合同會社の採算如何?		三八

四、製鐵合同問題の樂屋裏……………四二

A、鐵山切離しの持つ意義……………四二

B、日本製鐵を動かす者……………四三

C、製鐵所民營化の意義……………四四

D、重役構成の色彩とその類觸れ豫想……………四七

五、附 錄

一、日本製鐵株式会社法

一、日本製鐵株式会社法施行令

一、評價、設立兩委員會官制

一、兩委員會の類觸れ

序 論

第六十五議會を通過した製鐵合同法は政府の努力でやがてその全貌を明かにするのも間近いとだが、本稿は特にその具體的な姿において各社の評價を中心とし、合同會社はわが鐵鋼界の統制的使命を持つ以上どうあらねばならぬか、政府の目標とする所は窮局において現實的な狀勢によつて如何に歪曲されざるを得ない無理が潜在してゐるか、等々を研究すに止める。

以下行を追つて筆を進めよう――

政府が第六十四議會に上程、遂に通過した懸念の製鐵合同法は左の骨子からなる。

(イ)、製鐵所を民營化し、之に民間製鉄、製鋼會社を參加せしめること

(ロ)、出資は各社現物出資とすること

(ハ)、出資財産の評價は當業者を加へざる評價委員會において之を行ふこと

(ニ)、政府は合同會社の株式の過半数を保有し絶對的發言權並に監督權を留保すること

の四項が新たに出来る合同会社——日本製鐵株式会社の概観である。

まづ考へねばならぬことは何故合同せねばならぬか、官營の合同では何故いけないのか、更らに各會社の評價問題に關聯して合同會社の資本効率、生産計畫はどうなるか、これが當面の問題と言はねばならぬ、第六十四議會における論争も必然この軌を出せず、質疑は茲に集中された形であつた。左に當時における政府の説明を拾つて見る。

「斯業が現状のまゝでは統一的發展を期し得ない、資本の重複投資となり設備の過不足、小企業に分立のために生産コストが割高となる」といふのが合同必要の理由であり「官營製鐵所のみが生産費を切り下げて安價に鐵鋼を供給しようとしても民間の引合ふ程度に市價を維持せねばならぬ」として製鐵所の民營化と合同の必然性を強調して居る、特に將來の需用に應ずるために設備を改良し鐵鋼界を統制するだけの機能を擧げやうとすれば資金の問題となり現在の如く製鐵所が特別會計に縛られて居る所では到底意の如くならず、故に之を民營とすることが絶対に必要であるとしてゐる。

然し合同を行はんが爲めに民營にせねばならぬといふ絶體的理由の根據はかなり薄弱だ、最近

における經濟思潮から見ればむしろ國營による統制に進みつゝあること、特に鐵鋼業の如き重工業は國家企業としての色彩を濃化すべきであるとの思想から見れば政府の所謂民營化の絶體的理由は頗る怪しいものである。製鐵事業は合同すべしとの聲は、大正五年製鐵調査會以來、同十年の臨時財政經濟調査會を経て同十四年鐵鋼調査會、昭和二年の商工審議會同四年商工審議會、同五年産業審議會において夫々論議され、就中大正十四年に開かれた鐵鋼調査會は戦後における鐵鋼界の不況に對し特に注目すべき意見を提出して居る。即ち

「本邦鐵鋼企業の多くは大戦に際し新設擴張されたものであり資本の過大なるに比し餘りにも設備は不充分である上に一方に偏してゐるため一貫作業としての本來の企業形態と著るしく異なつてゐる、而も規模の小なることは大量生産に缺け生産費の割高となる。單に之に對する國家保護により鐵鋼業の圓滿なる發展は望まれない、よろしく製鐵所を中心とする大合同を斷行し鐵鋼企業の合理化を行ふべし」と。

かくして醸成された鐵鋼業の合理化運動は最近における統制經濟の機運を経て、一九二九年以降の世界的恐慌の波を緯として茲に懸案の製鐵合同法案の通過となり、問題は既に實現の時日を

残すに至つた。これは鐵鋼業が近代工業に如何に結び付いてゐるか、その熊様の闡明により愈々不可避なものとなつて來たことは争はれぬ事實である。

周知の通り鐵鋼企業を持つ特異的意義は、

(イ)、各種近代工業の基礎となる生産手段の基本産業であること

(ロ)、強力な獨占資本と密接不可分の關聯にあること、(資本獨占過程が漸次生産手段部門に侵食し經營自體が之に結び付き大規模經營を有利とすることが著るしい、而も鐵鋼資本の政策は帝國主義と不可分のものであるだけに平時需要と戰時需要とのギャップに依つて大規模生産に對し豫備生産能力から來る壓迫は避け難いものである)

無論最近における爲替インフレと軍需インフレによつてわが鐵鋼業は正に増産時代を現出し、永年眠つて居た熔鑪の火入れ、平爐の復活、壓延機の手入れは矢張り早やに行はれた。各社の業績は異常に好化し、むしろ政府の合同案を厄介視して來たのも争へぬ事實であるが、吾々はかかる好況の絶頂にある最近の鐵鋼業を知る意味においても過去におけるわが鐵鋼業の大體の足跡を辿る必要はある。

世界鐵鋼業の最低經營單位は四千万圓と言はれるに對しわが國ではわづかに百万圓臺で創立されたものが多く、政府の合同目標を最低年額三万五千圓に限定したるが如く、また合理化の眼目とされる鉄鋼一貫作業をなせる會社が製鐵所を除けば僅かに釜石一社のみに止まり、その設備が不完全極まるものであるといふこと、製鐵所の投下資本一億八千三百万圓に比し民間十一社が八千八百万圓に過ぎぬといふ現實の經營狀態等々、之等のことはわが鐵鋼業の合理化に不可避的なものであるかといふことを明白に證言して居ると云はれる。

永年に亘る外國鋼材の壓迫も圓爲替の暴落により漸くこれを脱し今やわが鐵鋼界は素晴らしい躍進を示し、各社業績の急向上から合同を厄介視して來た、このことは資本主義經營としての本來の現象であり何等の不思議はない、而も合理化は金融資本制覇といふ必然の成果を生む、茲に合同不可避の必然性を持つてわが鐵鋼業界にも即時合同回避といふ暫定現象を呈する間隙が潜在するわけである。

## 二、法律案の上程から今日迄の推移

### A 第六十四議會に法律案上程さる

二月二十八日多年の懸案とされてゐた製鐵合同法案は日本製鐵株式會社法案並に製鐵獎勵法申  
改正法律案と共に一括して衆議院に上程された、改正法案は會社案に附隨的なものであるから專  
ら論争は會社案を辿つてなされた。上程に際して先づ中島商相は提案の理由を具さに説明し即ち  
鐵鋼業の合理化と共に國防的見地から是非之が通過を期待する旨を附言した。

而して二十八日の本會議に於て直ちに委員附託となり三月一日から二、三、四、六、七、八と連日  
に亘つて委員會を開き最後の十一日の委員會を以て案を可決し直ちに本會議に移され十四日の本  
會議に於て合同法案は可決されることとなつた、更に十五日より貴族院に廻附され衆議院と同様  
勢頭中島商相の提案理由の説明を終り衆議院と同様委員附託となり、委員會は十六日より直ちに

開催、十七、十八、二十、二十二、二十三と連日の討議を終り二十四日之を可決し直ちに本會議  
に廻附されたが第六十四議會最終日たる二十五日茲にこの劃期的大法案は一括して全部議會を通  
過することを得、委員會の開催日數に於て見られる如く貴衆兩院共に委員會での質問討議は相當  
微細に過ぎる點に迄突込んだものであつた丈けに政府も之に應ずるために實に委曲を極めて居  
た。

しかし非常時の色彩にとけ込んだ世の風潮に従つてか徹底した反對意見もなく僅かに衆議院に  
於ては、小池四郎氏の代表する國家社會黨と龜井貫一郎氏の代表する社會大衆黨によつて反對意  
見が述べられたにすぎず、又貴族院に於て上山滿之進及び伊澤多喜男兩氏が全部の反對意見を代  
表したにすぎなかつたが何等大勢を左右する丈けの力とはならなかつた。

問題は専ら嚴正公平なる評價を行ふこと、政府は民間會社の合同を行ひうるの確信あるや否や  
又合同により果して生産費の遞減を期待しうるや否やの諸點に集中せられてゐた。殊に合同に對  
する政府の確信の有無に就いての質問は議會中漸く政府の抱く合同法案の全貌が明かとなるに従  
つて夫々民間會社に於ける動きがあり、更に之が議會へ反映したから兩院を通じて相當痛烈なも



のがあつたやうである。

今兩院に於ける質問と政府の答辯の中主要なものを記してみよう。(△質問 ○答辯)

イ、衆 説 院

△合同により生産費の遞減を期しうるや

○十分確信がある。數字を示せば一應當り生産費は次の通りだ。(單位圓)

鉄		鋼		材	
工場	諸	工場	諸	工場	諸
原	掛	原	掛	原	掛
價	計	價	計	價	計
(一) 整理前	二六・六九	一二・〇〇	三八・六九	七〇・九三	一・三〇
(二) 各社が資産の整理を行つたものと假定して	二六・六九	九・七八	三六・四七	七〇・九三	九・七七
(三) 合同後	二四・九二	八・八八	三三・八〇	六六・九七	八・九九
					七五・九三
					八二・二三
					八〇・七〇

△合同外會社は自然消滅を期してゐるのか

○然らず、現在の鋼材鋼塊の供給を繼續しこの原料供給關係をくさびとして生産販賣の統制を行ふ。

△官營合同の能否、合同案はポロ會社救済とならずや。

○官營合同は常に豫算にしばられ、資金を要する設備施設の改善を急速に行えぬ。ポロ會社救済といふ非難は嚴正公平な評價によつて之を防ぎうる。

△(一)合同範圍に對する信念、(二)民間會社か合同に参加し來らざる場合、(三)配當を如何にするか。

○(一)民間十一社の中順次所定計畫を實現せしめうる確信あり、(二)優秀なる設備を有する官營製鐵所の製品を以て市場を壓迫する、(三)配當は時の金利關係もあり公債利廻を僅かに出でる程度としたらう。

△合同のための各社の評價は如何。

○かせぎ高評價と複成式評價との組合せになる。

○合同後の收支如何。

○豫定十一社合同後の收支は三千万圓の利益をあげうる確信を有する、しかし之は現在製鐵所を入れた各社の純利益二千五百万圓に對し五百万圓の利益増加となる。

#### 口、貴族院

△往時の官業拂下案と同一視すべくも官業製鐵所側で獨自的に合同の必要をみとめるか。

○合理化は民業に於て必要であるが民業の合同は官業の之への参加なくしてはその誘因をもたぬ。

△政府が過半数の株を所有する理由。

○軍事上公益上の目的による。

△合同に際して新しい株主が入るか。

○最初合同の際若干の一般公募をなすことがよいと思ふ。

△第二の滿鐵東拓とはならぬか。

○決議機關と執行機關との二重々役制度により之を防ぎうる。

△各社の評價を議會で明かにせぬ理由。

○各社に對して政府は未交渉であり従つて未定である。

### B 合同法を繞る各社の動向

#### イ、合同評定迄

三月二十五日を以て多年の懸案たる合同法案は議會を通過した、これより先今後の合同に對する政府のとるべき方策が委員會に答辯を通じて又其他の發表によつて斯くその全貌が明かとなるや夫々合同目標とされた各社は動き出した、即ち評價の嚴重なること配當制限の行はるべきことは各社とも全く有難くないので當時は各社とも積極的には唱へぬ迄も消極的には反對であつた、勿論反對をすることが合同に際し對政府關係に於ては自己を有利に展開せしめる所以であり政府牽制の手段であることは忘れてはならぬ、當時の情勢を大觀すれば鉄鐵五社（釜石、輪西、三菱東洋、九州）は人事問題、評價問題、並に組織問題が或程度圓滿に解決するならば参加は疑なしとされ、製鋼六社（淺野小倉、淺野造船、日本鋼管、富士製鋼、大阪製鐵、東海鋼業）の中、淺野造船を除いては全部多年の赤字を解消してゐることとて合同についても相當條件が持出される

ものと見られ、淺野系二社は負債整理の関係もあることゝて餘り乘氣でないらしく日本鋼管の如きは一方多額の負債があり他方に於て最近營業成績が極度に好轉して來たので、政府の提起する條件では全然參加不能で東海鋼業は評價如何で之に倣ふものと見られ僅かに見込のあるのは富士製鋼及大阪製鐵丈けとされてゐた。

議會がすむと中島商相はとりあえず合同案を内示する意味に於いて三月三十一日牧田（釜石輪西）、松田（三菱）、西野（東洋）、安川（九州）、白石（鋼管）、澁澤（富士）、淺野（造船）、末兼（淺野小倉）、津田（大阪）、大橋（東洋）の各氏を工業クラブに集めて懇談會を開催した。これは單なる懇談で會社側から何等の意思表示が行はれなかつた。

其後政府は民間側の動靜をうかがひ合同に參加すべき會社と見込なき會社に就いて大體のふところ算用をやつて鐵鋼界の前途の好望なることを見込してか合同を有利に導くためにか三井三菱系の三社は揃つて夫々増産計畫を發表するに至つた、これによつて政府はむしろ三社の合同參加の下準備なりと見既に東洋、九州二社は従來より政府が委任經營となつてゐる關係から鉄鐵五社の合同參加に確信を得たので愈々五月十六日から五日間に亘つて各社別に合同評議を始めること

ゝなつた。

十六日 牧田（輪西、釜石）……評價が僅少に過ぎる

松田（三菱）……現在の増産計畫をみとめて評價せよ

十七日 白石（日本鋼管）……評價に不満で不参加を表明

澁澤（富士）……參加を表明す

十八日 淺野（造船）末兼（淺野小倉）共に參加

十九日 大阪製鐵

東海鋼業 參加

二十一日 東洋製鐵、九州製鋼、共に參加を表明

三井三菱系は評價を云々したのみで參加とも不参加とも云はなかつた、富士、淺野造船、淺野小倉、大鐵、東海は大體參加すべきことゝなり獨り鋼管のみは明瞭に今次の合同への不参加を表明したが政府の腹算用と表面に於て餘り相違はないが實際問題として相當困難が伴ふべしとの覺悟をもたねばならぬ破目となつた。

#### ロ、各社評價案を見守る

一四

六月初めになる、製鐵所の七年度に於ける純益が發表せられたが、めづらしくも前年度の二百五十万圓の赤字を解消して二千万圓の膨大な利益を擧げてゐたことが明かとなつた、之と併行して民間各社の利益も著るしく増加した。

此の結果はどうなつたか、まづ結論から述べると、工業クラブに於ける合同評定では大體参加を表明した淺野造船、淺野小倉の二社が負債整理の必要ありとして第一次参加を濫り出した、大阪製鐵、東海鋼業が不参加の意を濃化したのは評價原案の變更による各社評價額の提示による個別交渉に入つてからであるが、とも角工業クラブにおける合同評定の結果とは頗る懸隔ある状態に達したことは止むないことである、この點、最初から明白に即時参加を拒絶した日本鋼管の白石副社長の態度は紳士的な明朗さがあり氏の人格がうかがはれる。

三井系の釜石、輪西の参加は牧田氏の胸一つにあり、三菱の参加も松田氏の返答で決まる、要するにこの三社の参加は評價原案の變更、もつとわかり易く言へば評價額をもつと有利にすればとの條件で参加は確實と見てよく一方富士製鋼は澁澤氏の日本製鐵入りと昭和鋼管との關係から打算してまづ参加有利と見られて居た。

要するに評價基準原案の變更間際まで各社の態度は不明確であつたが、概して言へば銑鐵五社と富士の包含は最初から有望と一般から觀測されて居たし、政府の第一次目標も結局この邊にあつからしい。

#### シ 評價設立兩委員會創設さる

さて合同法は議會を通過したものの之を如何に施行するかに就いて幾多の問題が残されてゐた。七月六日商工、陸海軍、大藏關係各省の協議會に於て軍部の施行令中の監督權の問題に就いて要求があつた。即ち會社の根本的事項と一定の事項は(軍の命令)必ず軍部の協議を要するといふのであつたが、遂に根本的事項として、(一)主要財産の處分、(二)新事業計畫、(三)計畫の重要變更及軍事命令は各省間協議事項とすることに決定し漸く落着した。

そして九月十九日全部の準備を終つた政府は

#### 一、日本製鐵株式會社法施行令

一五

- 二、評價審査設立兩委員會官制
  - 三、兩委員會の委員
- を發表した（附録参照）。

中島商相を委員長とする兩委員會は愈々九月下旬から活動期に入り評價審査委員會は九月二十九日その第一回會合を開き十月十日頃八幡に出掛け製鐵所を中心とする東海、九州、東洋、淺野小倉の各工場を見學することを決定、次いで設立委員會は同月二十七日の第一回會合の結果に基く十一名の特別委員を任命し十月七日の同特別委員會によつて會社の組織に關して、（一）會長及社長を置く、（二）重々役制度、（三）代表権は會長及社長とす、（四）決算期年二回とすることを決定した。

十月下旬既に八幡から歸京せる評價委員は豫め政府主腦部の作成せる基礎材料たる

- 一、本邦鐵鋼業需要見込
- 二、參加會社の實際生産高、生産能力、原價計算、収益表、軍事豫算の膨張を考慮に入れた各社の資産状態

### 三、日本製鐵最後の生産計畫

を中心として評價基準の作成にとりかゝつたが二十四日の設立評價兩合同委員會で提示されたものは左の三案で、

- 第一案 稼高 二 複成 一 とする組合せ
- 第二案 稼高 一 複成 一 とする組合せ
- しかして兩案の稼高基準は最近過去一ケ年とす。
- 第三案 稼高 一 複成 一 とする組合せ

しかして稼高を過去五ケ年とす。

といふものであつたが最近に於ける鐵鋼兩會社の収益率の極度に相違する時、稼高の組合せ歩合を引上げるとは鉄鐵會社に不利に製鋼會社に有利となるので結局十一月十九日に至り全部の評價基準と定款大綱とを決定した。

#### 評價基準

- 一、収益の資本還元率——七分

一、償却率——四分二十年

三、組合せ——稼高——複成——

(壓縮率——四分の三——鋼材相場過去一ケ年銑鐵は過去五ケ年をとる)  
定款大綱

一、組織を議決、執行の二重制度とする

二、議決機關に會長、取締役若干名を置く

三、執行機關に社長、副社長、常務若干名を置く

四、會社の代表権は社長、副社長にあり、會長は必ずしも代表せず

五、會社の資本金は三億五千万圓とす

六、決算は會計年度により年二回とす

### 三、各社評價額の數字的的研究

#### A 第六十四議會における評價基準

合同の主旨には一應各社とも賛成を表明し積極的に參加期間延長を唱えたのは日本鋼管獨りで淺野系二社も賛成ではあるが……といふ程度にほかした態度をとつてゐた、然るにその後淺野系二社も即時合同反對に轉向し、大阪製鐵と東海鋼業でも反對か即時合同か、その去就に迷つてゐる、これ等は要するに數字の問題であり酷なる評價額なれば強いて合同せずとも充分利潤を擧げてゆけるといふにある、當時の政府案たる評價基準は複成價值、稼高價值を一對二に組合せ之を三分し出たものを更らに三分の二に壓縮するといふ査定方針をとつたものである、要するに問題は如何に重大に見へても商賈の範圍を出でない、景氣のいゝ最近、而もこの景氣はなほ數年間は大丈夫と打診される今日、不利な評價額では誰しも參加がいやである、もう少し稼いで赤字

時代の株主への恩返しもした上で多少でも会社の資産内容を良くしてから、それからなら合同もよからうといふのが製鐵會社の念願だったのである。

では民間會社が重視する評價額はどうか？——惜しい哉商工省では各社別に評價額を公表しなかつたのでまづ合計から見てもゆかう、左表は商工省計算價額である。全體としての數字を知る必要上掲げる。(單位千圓)

商工省第一案による評價額

	$\left( \frac{A+B}{2} \times \frac{2}{3}, \quad \begin{array}{l} A \parallel \text{複成價値} \\ B \parallel \text{稼高價値} \end{array} \right)$			
	製鐵計	鉄五社	製鋼六社	合計
A、投資總額	二一四、四七二	一一九、五三七	五四、六九二	三八八、七〇一
B、複成價値	一六四、四六二	四五、一六五	二八、六七二	二三八、二九九
C、稼高價値	三二九、九五三	六三、五二一	九五、四五七	四八八、九四九
D、暫定評價	二七四、七九〇	五七、四〇七	七三、一九一	四〇五、三八三
E、査定評價	一八三、一九三	三八、二六四	四八、八〇一	二七〇、二五八

備考 鉄五社とは釜石、輪西、三菱に東洋九州二社を含む、製鋼六社とは日本鋼管、淺野小倉、淺野造船、大阪製鐵、東海鋼業、富士製鋼六社を指す

右の合計評價額は第六十四議會に政府から提出されたもので、當時何故各社別を提示せぬかと詰問され政府は「各社には未交渉であり従つて未定である」と苦しい答辯で逃れて了つた、合計が出てその内容となる各社別が未定であるとは受け取り難い言葉であるが、當時各社別評價額を公表して居たなら恐らく進退を谷つて居たかも知れず、政府のこの答辯は正に蘇生の岐路にあつたわけである。

然し各社の資産内容、稼高実績を知れば直ちに個別評價は可能である、第一表は各社の投資状態、生産並に販賣状態を基準に之に政府の臟する基準數字を加味して、出来るだけ政府評價額に近づかしたものである、多少の相違は免れぬにしても概算的にほと正鵠を得てゐる筈である、特に鉄鐵五社の合計額、製鋼六社（茲には第一次に参加不能の三社、日本鋼管、淺野小倉、淺野造船と他の三社とを便宜上區別した、以下之に倣ふ）の合計額に眼を向けよう。

商工省第一案による評價概算額(第一表) (單位千圓)

製鐵所	複成價値	稼高價値	査定評價額
三菱製鐵	一六四、四六二	三二九、九五三	一八三、一九三
釜石製鐵	一四、〇〇〇	一一、五三三	八、三七五
輪西製鐵	一四、八五〇	二二、九三五	一三、三一六
東洋製鐵	九、三七六	六、二〇七	四、七九四
九州製鐵	四、八八九	一六、七〇四	八、六二五
銑五社計	二、〇五〇	六、一四二	三、一五四
大阪製鐵	四五、一六五	六三、五二一	三八、二六四
富士製鐵	二、四〇〇	一一、八〇一	六、六五二
東海製鐵	二、八〇〇	八、七七二	四、四七六
三社計	二、四〇〇	五、六〇〇	二、九九二
日本鋼管	七、六〇〇	二七、一七三	一四、一二〇
淺野小倉	一〇、五五〇	四二、四五二	二一、〇〇〇
淺野造船	五、〇〇〇	一三、六二二	七、一六〇
三社計	五、五二二	一一、二一〇	六、五二一

三社計	官民總計	三社計	官民總計
二一、〇七二	二三八、二九九	六八、二八四	四八八、九四九
三四、六八一	二七〇、二五八		

複成、稼高を一對二とし之を三分し三分の二に壓縮した場合、官民合同の場合に二億七千万圓の資産となつてゐた、然し次いで政府は合同會社の總資本は三億三千二百万圓である旨議會で説明する所があつた、即ち

基準資本は右の二億七千二十五万圓（拂込總額三億八千八百万圓の八掛）と見て之に製鐵所の鑛山一千四百万圓と民間會社の工場設備土地その他未成工事を三千六百万圓と押えれば新會社の資本基準額は三億六百二十五万圓と概算される、このほか製鐵所の預金部借入金六千五百五十万圓のうち製鐵所保有現金支拂殘は借入金として製鐵所保存流動資産借入金に當てるが、保有流動資産七千万圓から差引いた殘額（當時一千九百万圓現金償還買上げ残り流動資産二千八百五十万圓）を加算するので、政府の言ふが如く三億五千万圓の總資本となり得る勘定であつた。

各社別に複成、稼高の解剖はその基準數字の研究が伴ひ徒らに冗長に過ぎるので茲には第一表



を素通りして次項に移る。

### B 評價原案の基準變更

評價基準が變更されたことは製鐵合同問題の進行途上における最も大きな事柄である、政府が議會以來案を練り想を纏めたものは遂に十六種の基準案を作成するに至つたさうであるがこれは後日の語り草として所謂第一案から第二案への變更、

複成、稼高の組合せを一對一とし之を二分して四分の三に壓縮する

は製鉄、製鋼の利害を完全に相反關係に立たしめたものである、政府の意向では原料たる鉄鐵を合同會社の統制下に置けば第二次合同は坐して待つのみ、製鋼會社から頭を下げて合同談を持ちかける破目を作るとの方策であつたらしい、尤も一部の説では基準變更の發表される數日前の夜、某所に巨頭會議を開き茲に内定を見たとの話もあるが、之等は資料たる本稿のとや角せん索すべきことではないので、省略するとして、基準變更の結果現はれた端的な事實は第二表に明白に物語られてゐる。

さて茲で讀者は自ら前項に掲げた政府算出による製鐵所、鉄五社、製鋼六社の合計評價額と比較検討されたい。

製鐵所の新評價額二億四千万圓は概算額でなほ多少増額されてゐるらしいが、前議會の説明から五千六百万圓方の増額となつて居る。之に鉄鐵五社と大阪製鐵、富士製鋼、東海鋼業の三社を加えた第一次合同豫定八社の總額は八千万圓と言はれる、之に製鐵所の鑛山一千四百万圓、と流動資産を加えて一所八社合同による日本製鐵の總資本は三億六千万圓となる、このことは丁度半期間に一所十一社で三億五千万圓と聲明したこと、完全に伯仲する數字となつたわけで基準變更の持つ影響はかくして全體的にも大きな變化をもたらした。

#### 新舊兩案による比較評價概算額(第二表)

(單位千圓、△印は減額を示す)

	新案による評價	舊案による評價	比較増減額
製鐵所	二三九、一九〇	一八三、一九三	五五、九九七
三菱製鐵	一七、〇五〇	八、三七五	八、六七五
			二五

釜石鐵山	二二、九九〇	一三、三一六	九、六七四
輪西製鐵	一一、六〇〇	四、七九四	六、八〇六
東洋製鐵	一三、八八〇	八、六二五	五、二五五
九州製鐵	七、二〇〇	三、一五四	四、〇四六
銑五社計	七二、七二〇	三八、二六四	三四、四五六
大阪製鐵	四、九〇〇	六、六五二	△ 一、七五二
富士製鐵	二、七七〇	四、四七六	△ 一、七〇六
東海鋼業	一、九五〇	二、九九二	△ 一、〇四二
三社計	九、六一〇	一四、一二〇	△ 四、五〇〇
日本鋼管			
淺野小倉			
淺野造船			
三社計			
官民總計			

二六

表についてもつと具體的に點檢しよう――

壓縮率を三分の二から四分の三に變更したことは約八%方の壓縮緩和でありそれだけ有利に評價される、假りに新會社が第一次合同として製鐵所ほか釜石、輪西三菱、富士、東海、大鐵を包含するとして總資本三億五千万圓とすれば二千八百万圓の評價増額となり第六十四議會當時から見れば頗る民間會社が有利に評價されたものと一應は考へられるが、然し他面どうなるか、複成と稼高とが同格視されたが故に銑鐵會社は壓縮率で有利になると共に複成、稼高の組合せでも有利となり二重の得をしてゐるが、反對に製鋼會社は前議會における評價よりも反つて不利となつた。何故なれば製鋼會社は複成價值よりも稼高價值が大きいからである、端的な例は銑五社の資産は議會當時三千八百万圓であつたが、之が基準變更の結果は凡そ倍額近くの七千三百万圓臺に迫つてゐるといふこと、富士、東海、大鐵の三製鋼會社はわづかに一千万圓足らずの少額を豫想されるといふこと、之等は今次の基準變更の根本的意義である。

表に見る如く製銑五社は何れも増額されて居り製鋼三社は何れも減額された、極く常識的に考へて僅か半期間に銑鐵五社が三千二百万圓も業績内容が良好し得る筈はなく、前議會で三千八百

二七

万圓(銑五社合計)と言はれたものが三井、三菱系三社だけで五千万圓となるのも頗る解せない、而も之が、業績の頗る良好な大阪製鐵の百七十万圓減額、富士製鋼の百五十萬圓減額、富士製鋼の百五十萬圓減額、東海鋼業の百万圓減額と對比するとき正に神話ものゝやうな辻褃の合はぬ現象と見るの外なく、恐らく今議會の論議の中心は専ら此の點に向け集中されるのは避け難い事實と豫想せねばならぬ。

こゝまで迎つて來るとき、今次の評價基準の変更が一體誰の利益を代表して居るか、具體的にはどの會社をどうして居るか、問題の評價もどうやら怪し氣なものと言はざるを得なくなる。

### C 実績を基準とする各社の資産状態

以上の二案は政府の評價基準に基いて極く概算したもので政府の算出數字に接近したものであるが、次に各社の最近の実績を基準として評價額を算出して見る、各社の実績をとる場合何ヶ年をとるかによつて著るしく違つた結果が生まれるが、こゝには昭和五年以來の実績をもとにして計算して見よう、たゞこの場合、次の計算は過去における最大実績を以つて算出したこと、並に

各社の應當り設備費を一様に六十圓と假定を置いたことで、實際問題として生産設備費は各社各様であり、Aの會社は八十圓、Bの會社は五十圓といふやうにかなりかけ離れてゐるが、個別的に設備費を算定することも結局は假設から出發せねばならぬのでこの方法をとつたものである。従つて各社ともその特殊事情を加味して考慮して欲しい。

最近における各社累期稼高実績(第三表)

(單位千圓、△印は缺損を示す)

製 鐵 所	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年上期	支拂利子	總 稼 高
		△三、〇〇四	四、三五二	二七、六六六	—	不評
三菱製鐵	△ 三〇九	△四九三	七九二	—	一、二四〇	一、二三〇
釜石鐵山	△ 二九一	△九六四	九九	一、五七八	二、八〇〇	三、二二二
輪西製鐵	—	—	△九六〇	一二三	六六〇	△ 一七七
東洋製鐵	三四一	一、二三三	三〇七	二〇八	—	二、〇八九
九州製鋼	△ 八三	△一六八	△一四八	—	八五〇	四五一
銑五社計	△ 三四二	△三九二	九〇	一、九〇九	五、五五〇	六、八一五

大阪製鐵	二一九	一八八	二七五	九七二	—	一、六五四
富士製鋼	△ 九六	五〇	一〇三	一、〇〇一	二四〇	一、二九八
東海鋼業	五八	△ 七〇	一七一	三二五	二二〇	七〇四
二社計	一八一	一六八	五四九	二、二九八	四六〇	三、六五六
日本鋼管	△ 一三三	△ 三四一	三、六〇一	四、一四二	四、六二〇	一、八八九
淺野小倉	三七	四一〇	一、二八四	一、六六六	一、〇五〇	四、四四七
淺野造船	七〇	一四三	一、一五八	一、五八三	一、五四〇	四、四九四
三社計	△ 二六	二二二	六、〇四三	七、三九一	七、二一〇	二〇、八三〇
官民總計	△ 三、一九一	四、三四〇	三四、三四八	—	—	六〇、三一五

製鐵所における八年の利益は不明であるので表から割愛してゐる、三菱、九州の二社も本稿執筆に間に合はなかつたので、實際上各社の總稼高は下期決算の報告とともに著るしく向上してゐる筈であるから、この計算は單に基礎數字として提供し得るに過ぎない。

さてこの稼高第三表を基礎として、(複成は區々で算定資料が不足のため一様六十圓と假定した)各社の應當り稼高評價を試みる、而して此の應當り評價と複成を一對一に組合せ、最大資産

高に乘じ、之を四分の三に壓縮して見ると大體第四表の如き成果が得られる。

実績から見た各社の査定評價額(第四表)

(應當り複成價値は各社一様六十圓と假定)

製鐵所	最近四ヶ年の資産高		總稼高	應當り稼高	同七%複成價値	應當り複成價値	最大實出評價額	暫定算査定評價額			
	鐵	鋼材合計									
三菱製鐵	四六〇	—	四六〇	一、二三〇	二・七	三六	六〇	四九	一九二	九、四一〇	七、〇三六
釜石鑛山	三九八	二二六	六二四	三、三三三	五・二	七四	六〇	六七	二五七	一七、三三〇	一三、九一五
輪西製鐵	一三八	—	一三八	△ 一七七	△ 一・四	△ 三〇	六〇	三〇	一一七	三、三四〇	一、七五五
東洋製鐵	四九四	—	四九四	二、〇八九	四・二	六〇	六〇	六〇	一九一	一一、四六〇	八、五九五
九州製鋼	—	—	—	四五一	三・七	五三	六〇	五七	六九	三、九三〇	二、九四七
鉄五社計	一、四八〇	—	三三九	一、八一九	六、八二五	三・七	六〇	五七	八二六	四四、五五〇	三三、二六八
大阪製鐵	—	—	一五五	一、六五四	一〇・七	一五三	六〇	一三七	五六	七、一〇〇	五、三三三
富士製鋼	—	—	一三〇	一、二九八	九・九	一四一	六〇	一〇一	五六	五、六〇〇	四、三三七

東海鋼業	—	一三二	一三二	七〇四	四・八	六九	六〇	六四	五三	三、三九〇	二、五四三
三社計	—	六八七	六八七	三、六五六	五・三	七六	六〇	六八	一六五	一六、一五〇	一三、一二三
日本鋼管	—	六八七	六八七	一、八八九	一七・三	二四七	六〇	一五四	二五一	三六、六五〇	二八、九八七
淺野小倉	—	二七三	二七三	四、四四七	一六・三	二二二	六〇	一四七	一〇五	一五、四三〇	一一、五七三
淺野造船	二二八	二七三	四九二	四、四九四	九・一	一三〇	六〇	九五	一六二	一五、三九〇	一一、五三三
三社計	二二八	一、二三三	一、四五二	二〇、八三〇	一四・二	二〇二	六〇	一三一	五二八	六九、四七〇	五二、一〇三
官民總計	三、五〇一	四、二四三	七、七四四	六〇、三二五	七八	一一一	六〇	八四	三、四七四	二九一、三〇〇	二二八、四七五

即ち表に見る如く注意すべきは過去四ヶ年の実績から計算すると各社とも著るしく資産は小さなものとなる、これは昭和五、六年の不景氣時代の赤字が織り込まれてゐるが爲めであるが、然しほんたうの合理化を目論むとすれば現實に即した実績を基準として割出すべきで、以上の数字は大體各社の能力に應じた赤裸の評價が現はれてゐると言つてよからう、然し茲に鐵鋼の需要は今後早急には減退せぬものと見てよく、一ヶ年三百万円は決して無理な豫想ではないとすれば差し當り次の如き各社評價額が現はれる。

最大実績による各社評價額(第五表)

(高工省原案第二により算定)

製鐵所	最大資産高 (千円)	最近一ヶ年稼高 (千円)	複成價値 (千円)	稼高價値 (千円)	査定評價額 (千円)
三菱製鐵	一九二	一、五一八	九、六〇〇	二一、六八五	一一、七三一
釜石鐵山	二五七	二、八六一	一一、八五〇	四〇、八七一	二〇、一四五
輪西製鐵	一一七	九七	五、八五〇	一、三八五	二、七一三
東洋製鐵	一九二	三六六	九、五五〇	五、二二八	五、五四一
九州製鐵	六九	二九二	三、四五〇	四、一七一	二、八五七
銑五社計	八二六	五、一三七	一、三〇〇	七三、三四〇	四二、九八七
大阪製鐵	五六	一、一五六	二、八〇〇	一六、五一四	七、二四二
富士製鋼	五六	一、〇九二	二、八〇〇	一五、六〇〇	六、九〇〇
東海鋼業	五三	五三七	一、三二五	七、六七一	三、三七三
三社計	一六五	二、七八五	六、九二五	三九、七八五	一七、五一五

日本鋼管	二五一	七、三四八	一二、五五〇	一〇四、九七一	四四、〇七〇
淺野小倉	一〇五	二、八一三	五、二五〇	三七、三二八	一五、八六六
淺倉造船	一六二	二、八一二	八、一〇〇	四一、七二八	一八、六八五
三社計	五一八	一二、九七三	二五、九〇〇	一八四、〇二七	七八、六二一
官民總計	三、四七四	四八、三五八	一七二、三七五	六九二、三八〇	三二四、一七七

右の如く各社の數字は基礎數字をどこに取るかによつて頗る多種多様となり一概に妥當な評價は誰しも難しいことであるが、然し各社とも嚴正公平に扱はねばならぬといふことは絶體的條件と言ふべきである。さて然らば複成價値算出の基礎となる應當り設備費はどう加減されてゐるか、平均六十圓としても皆區々であり、東海の如きは三十五圓乃至四十圓と見られる、而も複成價値にせよ、稼力にせよ各社各様である。各社の決算期は同時でなく、同時としても刻々に變化する場合どこを標準とするか、利益を計算する場合には必ずしも稼高を意味するとも斷定し難い、工場設備に至つては建設年度が區々であるばかりでなくフルに働けるもの、一時休止にあるもの、近く運轉するもの、更らに増産設備を完了したもの、進行中のもの、正に着手せんとするもの等、全く多元に亘つて居り所謂嚴正公平は言ふべくして行はれ得ない、茲に政府が立案せるが如くすべてを假定によつて——生産高を任意に割當て、生産コストを任意に算出し、設備費を假設して、——算出せざるを得なくなる理由があるが、さうなれば元々假説であるだけに各社の實際に即した數字は現はれ得ないことは明らかだ。

#### D 新案と舊案との比較要點

舊案——第六十四議會當時の評價基準——と今回決定した評價基準とは相當の變更を見てゐるが、この結果はどうなるか？

まづ考へらるゝことは鉄鋼の立場が著るしく對立的となつてゐることだ、換言すれば議會當時には三井系（釜石、輪西）三菱系（兼二浦）の鉄鐵三社に東洋、九州を加へた五社資産は三千八百万圓であつたが、新評價原案では少なくとも八割方の評價増額となつて居る。一方、東海鋼業大阪製鐵、富士製鋼等の製鋼會社資産は基準變更の結果反つて減額となつた、簡単な例は前掲の表でも明白なやうに鉄鐵は膨脹したが、製鋼は反つて減額してゐることによつて明白に物語られ

てゐる、このことは要するに政府の製鐵合同案は一部資本家の欲求により群小資本併呑策として採られたものであるとの世評を裏書きすることになりはしまいか、而も同時に十一社の過去の業績を見る時三井、三菱系の鉄鐵會社は赤字の累積であり、わかり易く表現するなら所謂巷間の「ボロ會社」たるの域を脱して居ない、この「ボロ會社」を有利に評價すべく基準案の変更を試みた眞意の奈邊にあるやは茲に明言し得ないが、要するに製鐵國策に立脚した鐵鋼業の合理化も頗る歪められた過程を辿るものと言はねばならぬ。

政府の今次の評價基礎は複成價値の基礎となる應當り設備費を各社各様に計算し、販賣價格並に生産コストは全然假定のもとに算出してゐる、その上各社の生産高は實績を離れて完全なる豫想のもとに各社に數量を割當てたものである、とすればその結果はどうか、假定の結果はどう計算しても要するに假設的なものである、各社の特殊な事情は考慮され得る筈もなし、また考慮の餘地がない、従つて評價額がそのまま各社に承認満足を與ふことは無論、反つて水膨れ評價となる恐れが充分にあると見て差支えない。

第六表は固定資産から見た鉄鐵鋼材の各社の應當り固定資本額の計算で輪西、釜石、三菱の鉄

鐵會社設備は應當り百八十圓から、百五、六十圓臺にあり大阪製鐵の十九圓、淺野小倉の五十八圓に對し頗る過大となつてゐる、要するにそれだけ資本効率は悪化して居るわけで

各社の應當り固定資本額並に損益率調(第六表)

製鐵所	最大實產高		應當り固定資本	三ヶ年の損益率		
	固定資産 (千圓)	鉄鐵鋼材合計 (千圓)				
三菱製鐵	一五〇、七八六	八五四	一、一一一	九六五	七六・七	不詳
釜石鐵山	三〇、三五五	一六二	三〇	一九二	一五八・〇	(一) 一・四〇
輪西製鐵	三二、一〇四	一六八	八九	二五七	一二四・九	(一) 一・九〇
東洋製鐵	二二、一四九	一一七	一一七	一一七	一八九・三	(一) 五・一〇
九州製鐵	二八、五三〇	一九一	—	一九一	一五四・六	〇・九四
鉄五社計	七、九四六	—	六九	六九	一一五・一	(一) 三・七〇
大阪製鐵	一一一、〇八四	六三八	一八八	八二六	一三九・三	(一) 二・二三
富士製鋼	一、〇七三	—	五六	五六	一九・一	二一・四〇
富士製鋼	四、八四〇	—	五六	五六	八六・四	〇・六二

東海鋼業	三、四二九	五三	五三	六一・二	三八	三・五〇
三社合計	九、三四二	一六五	一六五	五六・六		八・五〇
日本鋼管	二二、六一七	二五一	二五一	九〇・〇		九・七〇
淺野小倉	六、〇九二	一〇五	一〇五	五八・〇		一八・三〇
淺野造船	一二、九〇〇	九四	一六二	七九・六		不詳
三社合計	四一、六〇九	六八	四五〇	五一八		八〇・三
官民總計	三二二、八二一	一、五六〇	一、九一四	三、四七四		九二・九

鉄鐵會社の過去三ヶ年平均業績をとれば何れも赤字の累積であることも見逃せない、合同評價上の重要ポイントでなければならぬ。

### E 合同會社の採算如何？

この問題は日本製鐵の本來の使命が安價なる鐵鋼を供給して市場を統制するにあるといふ中島商相の言明にあるが如く、頗る重要な課題と見ねばならぬ。

議會當時も合同會社が水膨れ評價となることを極力避けなければならぬ、とは一般の主張であつた。然るに上掲固定資本調べによつて明かとなつた各社の應當り資本のうち最も尨大な輪西を意外に有利に評價し、三菱、釜石、東洋、九州と何れも製鐵所より資本効率の遙かに劣惡な鉄鐵會社を第一次に包含しやうといふことは、假令原料鉄によるアウトサイダー統制の急なるにせよ、争はれぬ水膨れ評價と見なければならぬ。

果して然らば政府の言ふが如く鉄五社に富士製鋼、大阪製鐵、東海鋼業を入れて第一次合同資本が三億五千万圓とすれば日本製鐵の資本効率が一體どうなるか、鐵鋼採算は如何？

輪西、釜石、三菱の参加は生産コストの低廉どころか右の實績から見ても製鐵所の設備より五〇%方劣惡なものであり、極く概算的に見て鉄五社並に製鐵所だけに止まるならば合計年産二百十萬噸と押え應當り固定資産は百五十六、七圓となる、現在の製鐵所の七十六圓に比して八十圓も割高なものとなりそれだけ資本効率を悪化することは如何なる釋明ありとするも争はない事實とうなづかねばならぬ、應當り資本百五十六圓は大阪製鐵の八倍となるし淺野小倉、淺野造船の二倍以上にあり日本鋼管より六十六圓割高である。



政府が聲明した丸鋼適當り八十圓が妥當であるといふが、應當り固定資本が、百五十六圓にもなつてゐる以上さう簡單にはゆくまい、むしろアウトサイダーたる日本鋼管、淺野小倉、淺野造船が低廉に出せる計算になる。

こうした全然資産内容の異なる製鉄、製鋼兩者に臨むに何れも假定的基準によつて評價し而も基準原案變更によつて鉄鐵會社を有利に導くといふことは要するに三井、三菱のポロ會社と手を握り優良な民間製鋼會社を窮地に陥入れるといふ結果以外には何ものも招來されない筈である。

従つて評價額の不利な大阪製鐵、東海鋼業二社の第一次合同漏れは當然のことと言ふべく、而も注意すべきは兩社の不参加によつて新らたに出来る日本製鐵は完全にポロ會社救済に終るわけで、わが鐵鋼界の統制といふ根本目標とは頗るかけ離れた結果が生まれることは否定し得ない。

#### 四、製鐵合同問題の樂屋裏

##### A 鑛山切り離しの有つ意義

製鐵事業は何故合理化せねばならぬか、統制の要は既に序論としても概述してゐるので茲には専らその表裏の觀測を行ふことにする。

合同の目的達成といふ立場から製鐵事業は如何なるシステムで統制されねばならぬか、これは誰もが知つてゐる通り、鑛山と鑄鑛爐と之に壓延設備の三者を縦斷的に糾合せねばならない、鑄鑛爐の原鑛石なくして製鐵業は無意味であると同時に石炭山を有つことが必要であるし、鑄鑛爐から平爐へ、そして壓延まで縱斷的に統制しなければ合同も所期の効果を期し難いことは明白である、然るに今回の製鐵合同は鑛山を除外して鑄鑛爐以下を糾合しやうといふのである、その結果はどういふことになるか？

現在鑛山を所有するのは製鐵所を除けば勿論三井、三菱に独占されてゐる、滿洲の鑛石にたよることは滿洲の昭和製鋼所がある以上まづ考へられない、とすれば原鑛石を保有する三井、三と日本製鐵との關係はどうなるか、また製鐵合同の終局の目的と如何なる關聯をもつか？——菱の邊は頗る慎重に考究すべき問題である。

日本製鐵會社創立後における原鑛石は支那大冶鐵山からも供給をうけるが、釜石、輪西、兼二浦が参加すれば之等の工場は何れも三井、三菱系の鑛山に鑛石を仰ぐに至ることは地理的に、採算的に明らかな事實である、換言すれば日本製鐵は三井、三菱から鑛石を買はねば作業が出来ないことになる、而も合同から取り残された鑛山は左の如くでむしろ製鐵設備よりも反つて有價なものが見られる。(單位應)

	昭和五年	昭和六年	昭和七年
釜石 鑛山(三井釜石)	一一一、九二〇	一〇三、八五七	一三九、五七七
但知安 鑛山(三井輪西)	一三二、七二八	九一、二五〇	五一、九二九
虻田 鑛山(三井輪西)	一、三四三	一三、〇七四	二七、七七三

仲洞爺鑛山(三井輪西)

七、四四三

三井系 各計	二四五、九九一	二〇八、一八一	二二六、七二二
兼二浦 鑛山(三菱製鐵)	五八一、九六〇	四一五、六七六	三七六、三七一
三井、三菱合計	八二七、九五一	六二三、八五七	六〇三、〇九三

即ち三井、三菱の鑛山から出る鑛石は一ヶ年六十萬應と押えて之を假りに六分に還元すればどうなるか。

	三井系鑛山評價	三菱系鑛山評價	合計
平均産額	二十二萬應	三十八萬應	六十萬應
應當り利益	三四五十錢		
資本還元	一一、八三三、千圓	二二、一六六、千圓	三三、九九九、千圓

ざつと三千四百万圓に相當することになり、この金額は應當り利益を増すことによつて更に尨大なものとなる、このほか三菱には貧鑛ではあるが茂山の大鑛區を持つてゐる、なるほど鑛石が高ければ輸入することも考へられるが、それはまづ考へとしては異端の例である、兩財閥はそ

れ自體としてはポロに過ぎない製鉄設備を有利に日本製鐵へ賣り込み他面鑛山を切離すことによつて居乍らにして確實に年二百十萬圓といふ純利をあげることとなり赤字に四苦八苦した二、三年前に比ぶれば正に夢のやうな儲けぶりとなるわけだ。

この鑛山切離しの理由は評價難にあるにせよ日本製鐵の本來の使命から見て非難の的となることは争へない、三井、三菱が合同範圍から鑛山を切り離した奈邊の理由も決して輕々と見逃すことは出来ないことである。

### B 日本製鐵を動かす者

以上に述べたことは主として原料たる鑛石の問題であるが、一方販賣關係はどうなるだらう、その前に金融資本の構成、換言すれば日本製鐵の重役の顔振れを見ねばならぬが、之は今なほ未定に屬するので巷間傳へらるゝ所と前提して、茲にはその場合、現在の販賣關係がどうなるかといふことに觸れて見よう。

周知の如く資本制經濟の最近における著るしい特長として統制經濟が叫ばれて來たことであるが、この統制にいち早く著目したのは鐵鋼界である、現在では大抵の産業にはカルテルが結成されてゐるが、鐵鋼カルテルはその代表的なものと言つていい、この鐵鋼カルテルの指定商として事實は鐵鋼企業の統率者として三井物産、三菱商事の二社があり更らに之に伍する岩井商店、安宅商會がある、所謂四社——三井、三菱、岩井、安宅の販賣地盤は牢固として抜くべからざるものがあるのだが、日本製鐵となつた場合、金融資本制覇の常道から言つて三井、三菱に牛耳られることは否定し得ない、殊に釜石、輪西、兼二浦の参加は兩財閥の勢力を頗る強烈なものとするであらう、すれば原鑛石の關係から、販賣關係から、日本製鐵を牛耳るものは自ら明白なものなる。

### C 製鐵所民營化の意義

官營としてわが鐵鋼界をリードして來た製鐵所の民營化の眞の意義はどうか？ 議會當時の政府の説明では物足りなかつたが、とも角もわが鐵鋼事業をリードすべき立場にある製鐵所が官營では眞の意味の企業統制が出来ない、民間會社をリードするにはどうしても自由に切り廻せる民

營會社として民間に拂下げねばならぬ——といふにあるらしい、製鐵所の民營化はとかく消費者を無視して市價吊上げ策を弄する民間會社に抑壓を加へ、鐵鋼市場を合理的に統制せんといふにその主意を持つが、果して民營化はしかく單純に所期の目的を果し得るかどうか疑問である。民間アウトサイダーを統制してゆくにはどうしても低廉な市價で豊富に鋼材の供給をなさねばならぬ、これを證言づけるためにか去る議會において政府は次のやうな數字的計算を發表した。

(單位應當り値段)

	現 在	標 準 鋼 材 生 産 費
鉄 生 産 費	三八四六九錢	八二四二三錢
合 同 後	三三四八〇錢	七五四九三錢
差 引 低 下 額	四四八九錢	六四三〇錢

然し右の計算は種々な疑問が起る、鉄五社は所謂ボロ會社として赤字だらけで資産内容が悪化してゐる固定資本の尨大な會社と云つていゝ、之に富士製鋼(大阪製鐵と東海鋼業は暫く疑問として置く)を加へたとしてもさう急に資本効率が向上し生産費が低下するとは考へられぬ、端的

な例が朝鮮、九州、關東、東北、北海道と殆ど日本全國に跨つてゐる散在した會社を綜合したとて直ちに生産費低下となることはあるまい、むしろ評價額が鉄五社で六千万圓臺とすれば日本製鐵は一所八社で三億五千万圓の資本となり資本効率は恐らく七、八%に下廻るだらう、こうなれば企業の合理化、鐵鋼業統制も彼岸はまだくと言はねばなるまい、所謂製鐵所の拂下げの目的が鐵鋼業の合理化第一段階にあるとすればむしろよろしく地方別によるプロックを作り之を統制するホールデンク、コンパニーを創設するが最も妥當な、而も實際的效果を期待し得る組織ではあるまいか?

### D 重役構成の色彩とその額振れ豫想

この一節は豫想である、將來どう變るかも知れないので現在に立脚して簡單に述べるにとゞめる。

二重ボード制によつて議決機關を構成するものは會長に中島商相が出馬せぬ場合は郷男、取締役會を構成するものは牧田(釜石、輪西會長)松田(三菱常務)松本(九州製鋼會長)の業者諸氏はま

づ動かぬとし之に貴院方面から大河内子、軍部から吉田大将等々が豫想されてゐる、とすればこの議決機關は主として民間會社の有力士によつて牛耳られる、特に三井を代表して牧田氏が入社すれば池田成彬氏の勢力が伸びること、松田氏の入社は木村、串田が代表する三菱の資本が掌權すること、等々は貴院、衆院、軍部からの入社があつたとしても免れないこととなる傾向がある。

次は執行機關としての社長、副社長だが、社長は中井製鐵所長官が動かぬ存在とすれば副社長は野田技監が有力である、このほか議決機關に入ると豫想される吉田大将も副社長を買つて出るかも知れない、そして常務以下を見るに、一色（輪西常務）西村（釜石）三宅川（三菱常務）西野（東洋常務）安川（九鋼常務）澁澤（富士製鋼社長）の諸氏が擧げられる、このほか軍部、商工省その他外部からの入社はあるだらうが、要するに問題は三井、三菱の金融資本とは絶対に手を切れないといふこと、之である。

とすれば、政黨の喰物となる危険、政争の波紋をうける危険から逃れんとして組織された二重ボード制は遂に金融資本制覇の桎梏を脱却することが不可能となり終るのではないかと見るのも強ち否定されないわけである。

### 日本製鐵株式會社法

（昭和八年四月六日  
法律第四十七號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本製鐵株式會社法ヲ裁可シ茲ニ之公布セシム

（總理、大藏、内務、商工大臣副署）

#### 日本製鐵株式會社法

第一條 日本製鐵株式會社ハ本邦ニ於ケル製鐵事業ノ確立ヲ圖ル爲政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ製鐵事業ヲ基礎トシテ之ヲ設立スルモノトス

第二條 日本製鐵株式會社ハ鐵鋼ノ製造及販賣ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第三條 日本製鐵株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、

公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リテ設立シタル法

ニシテ其ノ議決權ノ過半數ガ外人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 政府ハ製鐵所特別會計ニ屬スル固定財産其ノ他ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第五條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ株式總數ノ二分ノ一ヲ超ユル數ノ株式ヲ所有スルコトヲ要ス

第六條 政府ハ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監督ス

第七條 政府ハ日本製鐵株式會社監理官ヲ置キ日本製鐵株式會社ノ業務ヲ監視セシム

日本製鐵株式會社監理官ハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算

ヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算

ヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算

ヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本製鐵株式會社ニ命ジテ營業上諸般ノ計算

ヲ得

及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本製鐵株式會社監理官ハ日本製鐵株式會社ノ株主  
總計其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコ  
トヲ得

第八條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ監  
督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ業務ニ關シ軍  
事上其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 取締役及監査役ノ選任、定款ノ變更、利益  
金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務  
大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ商  
法第二百十二條ノ二ノ決議ニ付亦同ジ

第十一條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ製鐵事業ヲ讓受クルコトヲ得ズ  
前項ノ製鐵事業ノ範圍ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム

五〇

第十二條 主務大臣商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認  
可ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル金錢以外ノ  
財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事  
業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス合併ノ決議  
又ハ製鐵事業ノ讓受ノ認可ヲ爲サントスル場合ニ於  
ケル合併比率又ハ讓受價格ニ付亦同ジ

第十三條 製鐵事業評價審査委員會ノ組織及權限ハ勅  
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 日本製鐵株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ク  
ルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財産ヲ讓受シ又ハ擔  
保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 日本製鐵株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部  
又ハ一部ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ズ

第十六條 政府ガ第四條ノ規定ニ依リ出資ヲ爲ス場合

ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本製鐵  
株式會社ニ對シ政府ノ製鐵事業ニ從事スル者ノ引繼  
ニ關シ其ノ者ノ解職ノ場合ニ於ケル手當其ノ他ニ付  
必要ナル事項ヲ命ジ又ハ昭和四年法律第二十八號及  
昭和五年法律第三號ニ依ル政府ノ債務ノ辨濟ニ要ス  
ル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 日本製鐵株式會社ハ第九條ノ規定ニ依リ主  
務大臣ノ爲シタル命令又ハ前條ノ規定ニ依リ解職ノ  
場合ニ於ケル手當ニ付主務大臣ノ爲シタル命令ニ因  
リ生ジタル損失ニシテ勅令ニ定ムルモノニ當相當ス  
ル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ所有スル株式  
ニ對スル配當ニ充ツベキ利益金ヨリ控除スルコトヲ  
得前條ノ規定ニ依リ同條ニ規定スル政府ノ債務ノ辨  
濟ニ要スル經費ノ支辨ニ關シ必要ナル負擔ヲ命ゼラ

レタル場合ニ於ケル其ノ負擔額ニ相當スル金額ニ付  
亦同ジ

第十八條 日本製鐵株式會社其ノ設立ノ日ヨリ五年以  
内ニ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登  
記税ノ額ハ左ノ額トス但シ登記税法ノ規定ニ依リ算  
出シタルハ登記税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額  
ニ依ル

一 設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂  
込

拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金  
額ノ千分ノ一

二 設立、資本ノ増加又ハ製鐵事業ノ讓受ノ場合ニ於  
ケル不動産又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動産又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本

製鐵株式會社ニ對ノ前項ニ規定スル不動産及ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十九條 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ  
第二十條 主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ決議法令若ハ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

主務大臣ハ日本製鐵株式會社ノ取締役ハ監査役ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認メタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得取締役又ハ監査役主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ亦同ジ

第二十一條 日本製鐵株式會社ニ非ザルモノハ日本製鐵株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ日本製鐵株式會社ノ取締役又ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 第八條、第九條又ハ第十六條ノ規定ニ依リテ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

二 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十四條 訴訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和八年勅令第二百四十三號ヲ以テ同年九月二十五日ヨリ施行)

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本製鐵株式會社

ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ政府其ノ他ノ製鐵事業者ノ出資ノ目的タル金錢以外ノ財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付製鐵事業評價審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第三十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株

式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第三十二條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本製鐵株式會社ノ取締役ニ引渡スベシ

〔參 照〕

昭和四年三月二十法律第二十八號ハ製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部ノ橫濱正金銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル件、同五年五月十七日公布法律第三號ハ製鐵所特別會計ニ於テ大藏省預金部又ハ日本銀行ノ橫濱正金銀行又ハ株式會社日本興業銀行ニ對スル債權ノ讓渡ヲ受クルコトニ關スル件ナリ

# 日本製鐵株式會社法施行令

(昭和八年九月二十二日)  
勅令第二百四十四號

朕日本製鐵株式會社法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
公布セシム

(總理、大藏、陸軍、商工、海軍大臣副署)

## 日本製鐵株式會社法施行令

第一條 商工大臣ハ日本製鐵會社法第十六條ノ規定ニ  
依リ日本製鐵株式會社ニ對シ左ノ事項ヲ命ズルコト  
ヲ得

- 一 製鐵所ヨリ引繼ギタル從業者ノ解職ノ場合ニ於  
テハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ引繼前ノ  
勤続年數ヲ其ノ者ノ引繼後ノ勤続年數ニ通算シテ  
算定シタル手當金ヲ支給スベキコト
- 二 製鐵所エリ引繼ギタル從業者ノ共濟組合ニ對シ

五四

政府ガ從來製鐵所共濟組合ニ對シテ爲シタル給與  
ノ割合ヲ基準トシテ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ算  
定シタル給與ヲ爲スベキコト

三 前二號ノ外製鐵所ノ從業者ノ引繼ニ關シ其ノ者  
ノ待遇其ノ他ニ付必要ナル事項

四 昭和四年法律第二十八號及昭和五年法律第三號  
ニ依リ製鐵所特別會計ニ屬セシメラレタル債權債  
務ヲ一般會計ガ承繼シタル場合ニ於テ其ノ債權ニ  
付辨濟トシテ政府ノ毎年度受取りタル金額ガ其ノ  
債務ノ辨濟トシテ政府ノ當該年度ニ於テ支拂ヒタ  
ル金額ニ達セザルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金  
額ヲ政府ニ納付スベキコト

第二條 日本製鐵株式會社法第十七條ノ損失ハ左ニ掲  
グルモノトス

一 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ保持ヲ

命ゼラレタル鐵礦其ノ他ノ製鐵原料ニシテ命令ヲ

以テ定ムルモノノ取得ニ要シタル資金ノ利息ニ相  
當スル金額

二 日本製鐵株式會社法第九條ノ規定ニ依リ命ゼラ  
レタル特殊ノ研究ニ要シタル費用ニシテ命令ヲ以  
テ定ムルモノ

三 前條第一號ノ規定ニ依ル命令ニ依リ支給シタル  
金額ノ中商工大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ支給ヲ受  
ケタル者ノ引繼前及引繼後ノ勤続年數及俸給又ハ  
給料其ノ他ヲ參酌シテ引繼前ノ勤務ニ對スルモノ  
トシテ算定シタル金額

前項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率ハ商工大臣  
之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株式會社法第  
九條ノ規定ニ依リ軍事ニ必要ナル命令ヲ爲サントス

ルトキハ商工大臣ニ協議スベシ

第四條 商工大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣日本製鐵株  
式會社法第九條ノ規定ニ依リ日本製鐵株式會社ノ經  
理ニ及ボスベキ事項ニ付命令ヲ爲サントスルトキハ  
大藏大臣ニ協議スベシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ商工大臣ハ大藏大臣ニ協議  
スベシ

一 日本製鐵株式會社法第十條ノ規定ニ依リ資本ノ  
増減其ノ他重要ナル事項ニ關スル定款ノ變更、利  
益金ノ處分、社債ノ募集、合併若ハ解散ノ決議又  
ハ商法第二百十二條ノ二ノ決議ノ認可ヲ爲サント  
スルトキ

二 日本製鐵株式會社法第十一條若ハ第二十七條ノ  
規定ニ依リ認可又ハ第十六條ノ規定ニ依ル命令ヲ  
爲サントスルトキ

五五



三 第二條第一項第一號ノ資金ノ算定方法及利息ノ率又ハ同條同項第三號ノ金額ノ算定方法ヲ定メントスルトキ

第六條 日本製鐵株式會社ノ決算ハ會計検査院ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス

附 則

本令ハ日本製鐵株式會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和八年九月二十五日ヨリ施行)

### 製鐵事業評價審査委員會官制

(昭和八年九月二十二日勅令第二百四十五號)

朕製鐵事業評價審査委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(總理、商工 臣副署)

### 製鐵事業評價審査委員會官制

第一條 製鐵事業評價審査委員會ハ商工大臣ノ監督ニ

屬シ日本製鐵株式會社法第十二條第二項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外商工大臣ノ諮問ニ應ジ日本製鐵株式會社ノ讓渡シ又ハ讓受クル重要財産ノ評價ニ付調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項委員ノ外臨時必要アル場合ニ於テハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職

務ヲ代理ス

第五條 委員會コ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 委員會ニ書記ヲ置ク商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ日本製鐵株式會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和八年九月二十五日ヨリ施行)

### 評價審査委員會

- |    |       |    |    |    |   |
|----|-------|----|----|----|---|
| 會長 | 商工大臣  | 男爵 | 中島 | 久萬 | 吉 |
| 委員 | 大藏次官  |    | 黒田 | 英  | 雄 |
|    | 同主計局長 |    | 藤井 | 眞  | 信 |
|    | 陸軍次官  |    | 柳川 | 平  | 助 |

海軍次官 藤田 尙德

商工次官 吉野 信次

同 鐵山局長 福田 庸雄

貴族院議員 子爵 井上 匡四郎

同 男爵 斯波 忠三郎

同 馬場 鏌一

衆議院議員 依孫 一

同 若宮 貞夫

同 鈴木 英雄

同 結城 豐太郎

同 子爵 大河内 正敏

同 依國 一

同 井坂 孝

同 齋藤 大吉

同 眼部 漸

臨時委員

警備管財局理事	太田嘉太郎	東	吉
製鐵所技監	野田鶴雄	爽	田
		五	茂
		郎	

設立委員會委員

委員長 商工大臣 男爵	中島久萬吉
委員 法制局長官	黑崎定三
大藏次官	黑田英雄
同主計局長	藤井眞信
同理財局長	富田勇太郎
商工政務次官	岩切重雄
同 次官	吉野信次
同 參與官	松村光三
同 鐵山局長	福田庸雄

製鐵所長官	中井	五
同 技官	野田	八
	田鶴	
	豐彦	
	吉田	
	荒城	
	二	
	均	
男爵	松岡	
男爵	鄉誠	
	之助	
	松本	
	矢野	
	恒太	
	池田	
	成彬	
	串田	
	萬藏	
	各務	
	錄吉	
	米山	
	梅吉	
	小倉	
	正恒	
	井健	
	石井	
	廣	
	森	

昭和九年一月十日印刷  
昭和九年一月十三日發行  
昭和九年六月三十日二版

△△△△△  
著作  
有  
▽▽▽▽▽

發行所

東京市麴町區內幸町一ノ六

經綸會出版部

電話銀座 (57) 〇〇五二一三番

【定價二十錢】

編者 經綸會出版部

發行者 東京市麴町區內幸町一ノ六  
滑川新作

印刷者 橫濱市中區麴町一七一  
濱松孝太郎

終

